

(陳受8第5号)

武蔵野市福祉資金貸付条例の運用停止を解除し、資産はあっても資金のない人が在宅で生涯暮らすことができる、ウエルビーイング実現を求める陳情

受理年月日

令和8年6月2日

陳情者

西久保2-15-30-403  
土屋 正忠

### 陳情の要旨

現在、武蔵野市福祉資金貸付条例が停止になっていて、新規貸付が行われていない状況が続いていますが、次のような問題があります。

武蔵野市という地方公共団体の意思決定機関は武蔵野市議会です。武蔵野市議会が決めた条例が現存しているのに、福祉資金貸付を行わないのは執行責任の怠慢です。

停止の理由は担保切れになり、市の債権が回収できない事例があったためと言われています。しかし、このことは昭和56年の条例制定時に想定され、十分論議されています。さらに、これまで御寄付いただいた寄付金や土地を評価して、担保切れ対策として当時3億円の基金を積み立てています。それを活用すればよいわけです。なお、現在までの寄付額は20億円とのことです。

民間の銀行などが同様の仕組みをつくりましたが、市民から見ると、武蔵野市とは信用力・安心感が全く異なります。

その後、平成12(2000)年に介護保険制度が導入されましたが、介護保険の公的給付を基本にそれ以上実態に合わせて給付してほしいという市民の希望も多いのです。

以上のことから武蔵野市に対し、下記事項を陳情いたします。

### 記

武蔵野市の福祉サービスの総量を増やし、市民のウエルビーイングをさらに実現するため福祉資金貸付条例の給付停止を解除し、条例の趣旨に沿った事務を執行することを求めます。